

# 地域貿易協定における原産地規則の影響

法政大学経済学研究科博士後期課程 3年 中岡真紀

## 1. はじめに

1990年代より世界では多くの地域貿易協定（Regional Trade Agreement）の締結されている。WTO（世界貿易機関）の多国間交渉が暗礁に乗り上げ、各国が地域貿易協定を締結することにより、貿易の自由化を図ろうとしたものである。2015年8月現在、WTOには276の地域貿易協定が報告されている。現在も多くの地域貿易協定の交渉が行われており、今後ますます増加していくであろう。我が国においてもTPP（環太平洋パートナーシップ協定）をはじめ、日中韓、日EU、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）他交渉中である。当初日本はWTOの多国間交渉を推進する方針であったが、各国が地域貿易協定の締結をはじめ、また、多国間交渉が進展しないため、地域貿易協定締結へと方向転換している。現在では我が国では14の協定が発効されている（2015年8月現在）。

地域貿易協定とは締約国間での関税の撤廃等を目的とし、非締約国との差別的扱いをする協定である。GATT（関税及び貿易に関する一般協定）の基本原則に最恵国待遇（MFN: Most-Favored-Nation Treatment）があり、すべての国を平等に扱うように定めている。地域貿易協定は締約国間での貿易障壁（関税等）を優遇するものであり、この原則に反することになる。しかし、この最恵国待遇には例外があり、その1つが地域貿易協定である。GATT第24条では、自由貿易地域の定義として関税その他の通商規則に関し域外に対して障壁を高めないこと、とされており、域内原産品の「実質上のすべての貿易」において、廃止されることとなっている。

また地域貿易協定を締結するためにはいくつかの交渉分野がある。物品市場アクセス（関税の撤廃、削減）、原産地規則（関税の減免対象となる原産品の認定基準）、貿易の円滑化（税関手続き）、SPS（衛生植物検疫）、TBT（貿易の技術的障害）、政府調達、知的、サービス貿易など様々である。物品市場アクセスは特に注目されやすく、関税の削減、撤廃は輸入国にとっては国の産業保護の観点から重要であり、輸出国にとっては市場拡大には必要不可欠となる。原産地規則（Rule of Origin; RoO）はその物品の国籍を定めるものであり、今般のグローバルな製品調達においては、多くの国から材料が調達され、グローバルサプライチェーンの仕組みに乗せて生産されることが多々あり、農産品のような1国で生産が完結するようなものと違い、製品の原産国を定めるには一定の基準が必要となる。この基準によっては地域貿易協定の便益を受けることができず、輸入制限にもなりかねない。本稿では、この原産地規則に焦点を当て、その制限度合を見ていく。

## 2. 先行研究

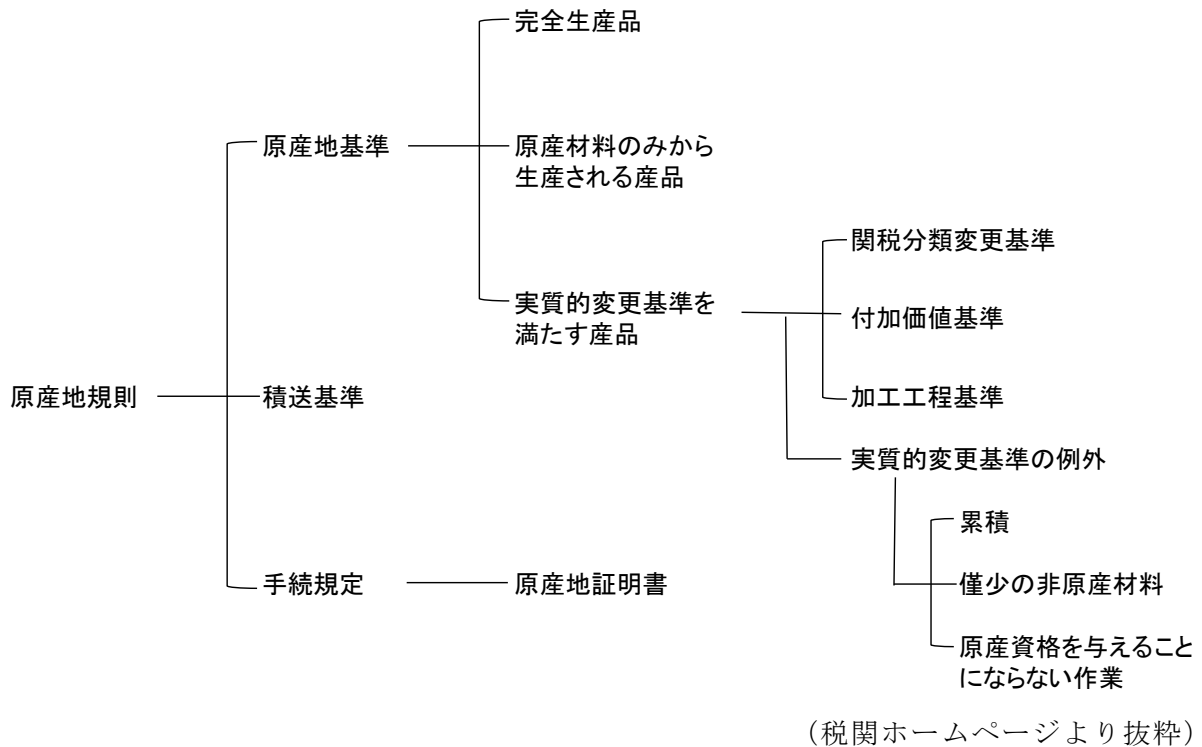
地域貿易協定の原産地規則による影響についての先行研究としては、Krishna(2006)のFTA(地域貿易協定締約国)財と輸入財(非締約国)との原材料を使用した場合の単位コストの検証や、Thoenig and Verdier(2006)による企業のアウトソーシングへの影響の分析で、原産地規則がより制限的になるとアウトソーシングをあきらめ、産業内で生産することを選択することになり、その選択ポイントとして原産地規則の制限度合があることを実証している。また、Carrere and Melo(2006)による北米自由貿易協定(NAFTA)における地域貿易協定利用率の実証研究がある。ここでは、特惠関税適用税率と地域貿易協定適用税率との差を関税マージンとし、その影響を測っている。関税マージンが大きいほどその利用率は高くなるのが結果としてでている。Zampetti & Sauve(2006)ではサービス貿易への影響を検証しており、Cadot, Estevaderodal & Suwa-Eisenmann(2006)は輸出補助金との関係を検証している。地域貿易協定利用率に関しては、Hayakawa & Laksanapanyakul(2013)のタイと中国、タイと韓国におけるタイの輸出において地域貿易協定利用率を実証している。原産地規則の制限度を測定したのは、Estevadeordal and Kati Suominen(2006)においてEstevaderodal(2000)のRoO Indexを使用し原産地規則を数値化している。同様にEstevadeordal, Harris & Kati(2009)では、Estevaderodal(2000)とHarris(2007)のRoO Indexを使用し、各協定の制限度を測っている。

## 3. 原産地規則制度

現在原産地規則には2つの種類がある。1つは非特惠原産地規則であり、特惠供与(便益)以外の目的に使用されるもので、アンチダンピング、相殺関税、セーフガード、関税割当、貿易統計等の通商政策として利用されるものである。もう1つは特惠原産地規則であり、輸入品に対して特惠待遇を供与するものである。特惠待遇には開発途上国の経済発展支援として、当該国産品に無税又は低税率を課すものである一般特惠制度(GSP: Generalized System of Preferences)と、地域貿易協定において域内原産の産品に便益を与えるものがある。本稿ではこの地域貿易協定の原産地規則の制限性を見ていく。

日本における地域貿易協定の原産地規則は図1のようなルールがある。

図 1



原産地基準の完全生産品とは、締約国内において完全に生産される産品で、農水産物等の天然産品において多く適用されている。原産材料のみから生産される産品とは、産品に使用された材料がすべて当該国の原産材料であるが、その材料の一部に非原産材料（当該国以外の産品）が使用されているものである。実質的変更基準を満たす産品とは、産品に実質的に変更を加える製造・加工を行うもので、関税分類変更基準、付加価値基準、加工工程基準がある。関税分類変更基準とは、統一システム（Harmonized Commodity Description Coding System）の分類により原産材料と製品の分類が異なる場合に当該国の産品として認めるものである。日本の場合は実行関税率表である。付加価値基準とは、域内で産品に付加された価値が一定の条件を満たした場合に原産品となるもので、鉱工業製品によく見られる。加工工程基準とは、域内で一定の加工がされた場合に当該国の原産品となるもので、繊維製品に多い。

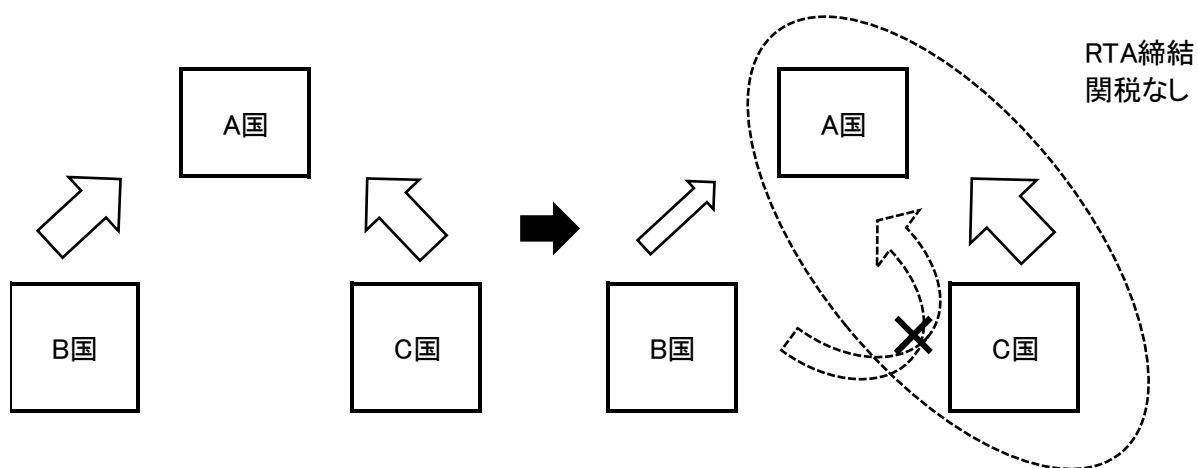
本稿では実質的変更基準の例外を除く原産地基準の制限性を見ていく。

#### 4. 原産地規則の影響—理論分析—

地域貿易協定を締結すると、域内の貿易は自由化（関税撤廃、削減）されるが、域外には域外関税が残る。域内では関税撤廃、削減されることで貿易が増え（貿易創出効果）、域外とは関税撤廃、削減が域内のみ限定されるため、域内で生産、調達する必要があり、生産地、材料調達地の変更（貿易転換効果）をする必要が出てくる。この時の原産国の基

準となるのが、原産地規則であり、域外からの迂回輸出を防ぐ目的もある。例えば、A 国、B 国、C 国がそれぞれ貿易を行っている。A 国と B 国が地域貿易協定を締結することにより、A 国と B 国間の貿易には関税が撤廃される。A 国は B 国からの輸入を増やすことにより、関税撤廃の便益を受けようとする。C 国から輸入していた産品を B 国からの輸入に切り替えることもあるだろう。C 国は A 国へ産品を輸出すると関税を賦課されるため、C 国経由で A 国へ輸出しようとする。しかし、原産地規則により B 国の産品と認められないと関税を賦課されることになる。

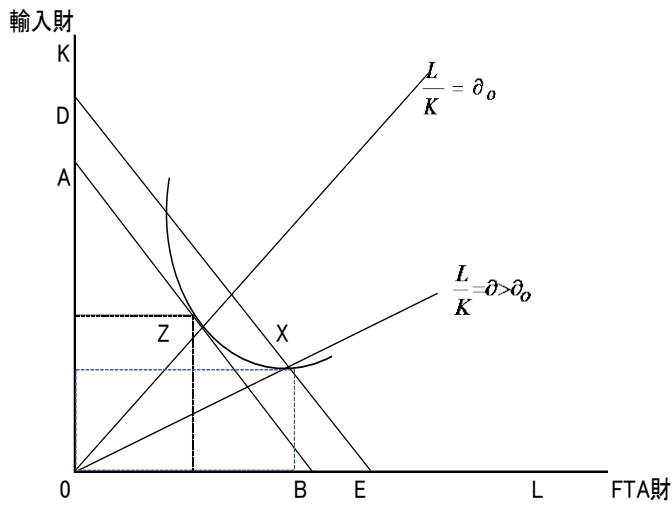
図 2



Krishna(2006)では FTA 財（地域貿易協定締約国）と輸入財（非締約国）の財を商品の生産に使用した場合の原産地規則における地域原産割合<sup>1</sup>を検証している。企業の最適な材料調達先が輸入財の場合、域内の地域原産割合を満たさないことになり、地域貿易協定の便益を受けることができない。便益を受けることができる FTA 財を多く使用するためには、生産地や原材料調達地の変更をしなければならず、最適な材料調達先とはならない場合があり、原価上昇となる可能性がある。

<sup>1</sup> 当該国で産品に付加された割合

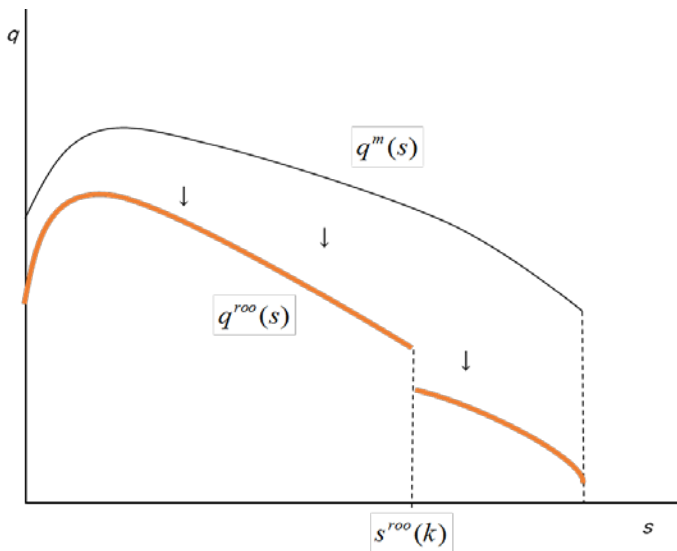
図 3



FTA 財 L と輸入財 K を使用し生産する場合、L と K の最適な投入割合は Z であるが、原産地規則による地域原産割合により投入割合を X に変更しなければ、協定の便益を受けることができない。よって投入割合を X に変更すると、単位コストラインが AB から DE へと上昇する。

また、Thoenig and Verdier (2006) は、企業の戦略的アウトソーシングと原産地規則の影響を検証している。企業は FTA 財を使用するために地域貿易協定締約国にアウトソーシングすることにより、協定の便益を受けることを選択する。しかし、原産地規則の制限度によっては、アウトソーシングを断念し、企業内で生産することを選択するポイントがあるというものである。

図 4



$$q^{roo}(s) = q^m_{s>s^{roo}} \cdot t + \frac{1}{2} 1_{s,s^{roo}} \cdot t$$

企業は製品  $q$  を生産するが、原産地規則の制限がない場合は  $q^m(s)$  でアウトソーシングする。原産地規則がある場合  $q^{roo}(s)$  でアウトソーシングするが、 $s^{roo}(k)$  で制限的な原産地規則に遭遇すると、このポイントを境に、関税を払っても組織内で生産することを選択するというものである。原産地規則はアウトソーシング及び直接投資に大きな影響を及ぼすことになる。アウトソーシングや直接投資をすることにより現地調達が可能となり当該国との貿易は減少することになるであろう。

Carrere and Melo (2006) では、特惠関税適用税率と地域貿易協定適用税率の差を関税マージンとし、その影響を北米自由貿易協定 (NAFTA) 下のアメリカとメキシコの例を用いて実証している。

$$\tilde{\tau}_i = \frac{t_i - \tau_i}{1 + \tau_i} \quad (t_i = t_{i,mfn}^{us}; \tau_i = t_{i,mex}^{us}) \quad \tilde{\tau}_i \text{は関税マージン}$$

関税マージンが高い第 11 部 (テキスタイル&アパレル) には高い利用率があるが、関税マージンが低い分野 (石、ガラス、第 13 部) においても高い利用率を示していた。また中間財と最終財における利用も比較しており、中間財での利用率が高い結果が出ている。

## 5. 原産地規則の制限度

原産地規則の制限度を図った先行研究としては、Estevadeordal (2000) や Harris (2007) がある。Estevadeordal (2000) は北米自由貿易協定 (NAFTA) 他主要な協定の原産地規則の制限度を Ro0 Index を作成して検証している。Estevadeordal (2000) の Ro0 Index<sup>2</sup> は次の通りである。

$$y = 1 \text{ if } y^* \leq CI$$

$$y = 2 \text{ if } CI < y^* \leq CS$$

$$y = 3 \text{ if } CS < y^* \leq CS \text{ and } VC$$

$$y = 4 \text{ if } CS \text{ and } VC < y^* \leq CH$$

$$y = 5 \text{ if } CH < y^* \leq CH \text{ and } VC$$

$$y = 6 \text{ if } CH \text{ and } VC < y^* \leq CC$$

$$y = 7 \text{ if } CC < y^* \leq CC \text{ and } TECH$$

Estevadeordal (2000) の Ro0 Index は、関税分類変更基準を軸とし、1 (低) から 7 (高)

<sup>2</sup> CC…Change of Chapter (HS2 桁)、CH…Change of Heading (HS4 桁)、CS…Change of sub-heading (HS6 桁)、CI…Change of item (HS8 桁)、VC…Value Content、TECH…Technical Requirement

の数字で制限度を表している。付加価値基準（VC）は中間的制限度として、加工工程基準（TECH）が一番厳しい制限度として設定されている。この RoO Index で各協定の RoO 制限度を測っているが、NAFTA やアメリカとの FTA は比較的高い制限度を示している。アジアでは、AFTA、SAFTA などの制限度が測られているが、中間的な制限度となっている。アジアは付加価値基準や加工工程基準を設定している協定が多く、複雑な原産地規則となっているため、当該 Index では測りにくい点がある。

Harris(2007)RoO Index は、Estevadeordal(2000)よりも Index が細かく、制限度合を+と-で計算できるようにしてあり、複雑な RoO 基準には当てはめやすい Index となっている。Harris(2007)Index は以下の通りである。

Restrictiveness Points:

Change of classification points:

$\Delta I$	+2
$\Delta S$	+4
$\Delta H$	+6
$\Delta C$	+8

Exception Points:

exI	+4
>exI and $\leq$ exS	+5
>exS and $\leq$ exH	+6
>exH and $\leq$ exC	+7
>exC	+8

Addition Points:

addI	-5
>addI and $\leq$ addS	-6
>addS and $\leq$ addH	-7
>addH and $\leq$ addC	-8
Add without CC	+8

Value Test Points:

>0% and $\leq$ 40%	+5
>40% and $\leq$ 50%	+6
>50% and $\leq$ 60%	+7
>60%	+8
Net Cost	+1

Technical Requirement Points +4

Alternative Rule Points: -3

Wholly obtained +16

上記 Harris(2007)RoO Index を参考にし、日本と ASEAN 諸国との主要な地域貿易協定、日 ASEAN、日タイ、日マレーシア、日ベトナム、日インドネシア、日フィリピン<sup>3</sup>の協定文附属書品目別規則を数値化する。今回は原産地規則の厳しい実行関税率表第 11 部（第 50 類から第 63 類、繊維用繊維及びその製品）を検証する。第 11 部の原産地規則は関税分類変更を基準として、加工工程基準を加えたものが多く、他の部より制限的であるといわれている。例えば、当該国において非原産材料の生地を輸入し、製品に加工する（1 工程基

<sup>3</sup> 第 11 部の輸入量の多い国・地域を選択

準)、この場合は当該国の原産品とはならない。当該国において非原産材料の糸を輸入し、生地加工、その生地を使って製品にする（2工程基準）場合は当該国の原産品となる。また各協定により原産地規則が相違しているため、各協定別に Ro0 Index を設定することになる。表 1 は各協定の Ro0 Index を数値化し、HS2 桁分類で平均したものである。

表 1

CC	日ASEAN	日タイ	日マレーシア	日ベトナム	日インドネシア	日フィリピン
50	7.28	8.56	5.39	6.72	6.39	6.50
51	8.51	8.39	7.17	8.83	6.78	6.38
52	7.55	11.27	3.68	10.51	7.94	7.96
53	8.76	8.30	6.02	8.76	6.93	6.46
54	7.27	9.46	5.81	7.27	7.27	6.24
55	8.63	11.31	7.26	10.46	8.89	8.89
56	14.00	14.53	13.07	13.07	13.07	13.07
57	14.00	15.00	11.00	12.00	11.00	12.00
58	14.00	14.00	12.00	12.00	12.00	12.00
59	13.67	13.83	12.13	11.17	13.50	13.67
60	7.50	12.00	4.50	4.50	6.50	6.50
61	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00
62	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00	12.00
63	12.24	12.00	12.00	12.24	12.00	11.82
平均	10.17	11.58	8.66	10.46	9.84	9.74

原産地規則で一番厳しい基準は当該国での完全生産品であり、Ro0 Index は+16 となる。各協定の平均 Ro0 Index を見ても、関税分類変更（2桁）の+8 より大きな数値となっており、制限度が高いことがわかる。また、各協定で Ro0 Index が相違しており、協定によって定められている原産地規則が相違していることも見て取れる。次章ではこの Ro0 Index を使用し、貿易にどのような影響を及ぼしているか実証する。

## 6. 原産地規則の影響—実証分析—

前章の Ro0 Index を使用し、実行関税率表第 11 部（紡織用繊維及びその製品）において財務省貿易統計、経済連携協定時系列表の 2014 年を利用し、原産地規則の影響を実証する。当該表は各協定を利用した輸入金額を月別に集計したものである。今回は 2014 年 1 年の累積金額を使用した。実証分析は Hayakawa & Laksanapanyakul (2013) を参考にし回帰分析を行った。

国(c)からの輸入製品(i)を利用率を分析する。データは 2014 年の一年間の日本における地位貿易協定利用額に関税マージン（特惠適用国 MFN 関税率と地域貿易協定適用税率の差）に Ro0 Index を付加、各協定別に分析した。今回の地域貿易協定利用額は MFN 関税無税の品目は除外している。MFN 税率無税の品目は地域貿易協定を利用しなくても無税で輸入することができるため、利用率の対象外としている。



$$(1) Utilization_{ic} = \alpha \ln Import_{ic} + \beta Margin_{ic} + \gamma RoO Index_{ic} + \varepsilon_{ic}$$

(2) - (4)

$$Utilization_{ic} = \alpha \ln Import_{ic} + \beta Margin_{ic} + \gamma RoO Index_{ic} + \sum_f \delta FTA dummy_f + \varepsilon_{ic}$$

表 2

	(1)	(2)	(3)	(4)
IMPORT	0.062*** (0.007)	0.065*** (0.006)	0.055*** (0.007)	0.564*** (0.007)
MARGIN	0.027*** (0.003)	0.022*** (0.003)	0.028*** (0.003)	0.027*** (0.003)
RoO	-0.030*** (0.003)	-0.021*** (0.002)	-0.031*** (0.003)	-0.032*** (0.003)
THAILAND		0.029 (0.021)		
MALAYSIA		-0.010 (0.028)		
VIETNAM		-0.383*** (0.021)		
INDONESIA		0.139*** (0.021)		
PHILLIPINE		-0.039 (0.028)		
ASEAN			0.055*** (0.007)	
ASEAN (THAILAND)				-0.246*** (0.042)
ASEAN (MALAYSIA)				0.002 (0.128)
ASEAN (VIETNAM)				0.187*** (0.022)
ASEAN (PHILLIPINE)				-0.206 (0.113)
修正済決定係数	0.103	0.337	0.110	0.139
標準誤差	0.055	0.055	0.559	0.055
観測値数	2840	2840	2840	2840

\*\*\*1%水準で有意

(1) においては、輸入額と関税マージンはプラスに有意となり、地域貿易協定の利用を促進する結果となっている。それに対して RoO Index はマイナスに有意となり、地域貿易協定の利用を阻害する要因になっていることがわかる。

(2) は FTA dummy を 2 国間の地域貿易協定として分析した結果である。輸入額はインドネシアはプラスに有意となり、地域貿易協定を利用する価値があるという結果であり、関税マージンは関税が無税もしくは低税率になることにより利用効果が出ている。タイはプラスではあるが有意とはならなかった。また、マレーシア、フィリピンはマイナスとなった。ベトナムはマイナスで有意となっている。これは ASEAN との 2 国間地域貿易協定という 1 国に対して 2 つの地域貿易協定が存在するため、協定利用が 2 分されてしまい、効果が分散される結果になったためと思われる。RoO Index はマイナスで有意となり、制限度が利用率を縮小していることがわかる。特にベトナムは ASEAN を利用する率が高い。これは日 ASEAN の協定が先に発効され、先に利用されはじめたという点、ベトナムで原産材料の調達に難しく、原材料を ASEAN より調達する企業が多いためであると思われる。また、関税の段階的削減スケジュールによっては 2 つの協定間で税率が異なり、日 ASEAN の方が関税率が低い場合がある。これは削減スケジュールによるため、その年によっていずれを適用するかが変わる。

(3) は FTA dummy を日 ASEAN として利用率を単独で分析したものである。ASEAN 全体としてはプラスに有意となり、利用効果がでていることがわかる。また、RoO Index はやはりマイナスに有意で、原産地規則が阻害要因となっていることが見て取れる。

(4) は FTA dummy を日 ASEAN の各国別として分析した。タイはマイナスで有意となった。これは日タイの利用と 2 分されており、2 国間地域貿易協定の利用が比較的多いためであろう。ベトナムはプラスで有意となっている。日ベトナムよりも日 ASEAN の利用が多いことを示している。マレーシア、フィリピンはいずれも利用率が低く、有意とはならなかった。また、インドネシアは日 ASEAN の利用はない。2 国間地域貿易協定の利用のみとなっている。

全体的に見た場合、地域貿易協定の利用率は関税マージンでプラスに有意となり、地域貿易協定を利用することにより関税削減・撤廃効果があることがわかる。また、原産地規則はすべてにおいてマイナスに有意となり、地域貿易協定の便益の阻害要因となっていることが明らかである。各協定別に見た場合、1 国で使用できる地域貿易協定が複数あるため、日 ASEAN を利用する場合と 2 国間地域貿易協定を利用する場合と分かれており、いずれを使用するかで効果が 2 分されていることがわかる。タイは 2 国間地域貿易協定を利用するケースが多く、インドネシアにおいては 2 国間地域貿易協定の利用しかない。これは地域貿易協定の締結の時期や慣例的に使用していることも考えられる。また、ベトナムは日 ASEAN を利用するケースが多い。原材料自国調達の技術的要因も考えられ、ASEAN 諸国から原材料を調達した場合は日 ASEAN が有効となることから、日 ASEAN の利用が多いことの要因とも考えられる。

## 6. おわりに

地域貿易協定における原産地規則は地域貿易協定の便益に大きな影響を与えていることは先行研究においても明らかにされている。Krishna(2006)は原材料調達価格の上昇を指摘し、Thoenig and Verdier(2006)は企業の戦略的アウトソーシングへの影響を実証している。また、Carrere and Melo(2006)は関税マージンによる利用率を北米自由貿易協定 (NAFTA) にて実証した。

本稿では、日本を取り巻く地域貿易協定における原産地規則を数値化し、その利用率への影響力を実証分析した。全体的に見ると地域貿易協定の締結は締約国間でプラスの効果があることがわかる。しかし、そのプラスの効果を制限するのが RoO Index であり、今回は明らかにマイナスの効果となっていることが実証できた。そして、地域貿易協定が1国に対し複数利用できることにより、1地域貿易協定を見た場合は、その効果が2分されることも明らかである。今回の結果で有意と出なかった点に関しては、原産地規則により便益を適用することができないケース以外に、原産地証明書の不備による非適用や、管理費用の増加による地域貿易協定不使用、また地域貿易協定の便益に対する企業の知識不足も考えられる。数値では確認できなかった部分が含まれていることも確かである。また、今回 RoO 制限 Index は Harris(2007) 制限 Index を応用して使用したが、各協定文より数値化するにはかなりの困難を強いられた。関税分類変更を基準として様々な制限や例外が付加されており、Harris(2007) RoO Index では数値化しにくい品目もあった。今後は RoO Index を整備し、日本を中心としたアジアの地域貿易協定の原産地規則を数値化しやすいように改良していきたい。また、今回はより制限的であるといわれている実行関税率表の第11部のみの実証となっている。今後は全品目を実証分析の対象とし、財別（中間財、最終財）、アジア以外の地域貿易協定まで対象を広げていきたい。また、原産地規則は前章で紹介した先行研究のように、企業のアウトソーシングや直接投資にも大きな影響を及ぼす。今後は貿易のみならず、直接投資等への影響を検証したい。

## 参考文献

- Americo Beviglia Zampetti and Pierre Sauve “Rules of Origin for services: economic and legal considerations” In Olivier Cadot, Antoni Esteveordal, Akiko Suwa-Eisenmann, and Thierry Verdier *THE ORIGIN OF GOODS Rules of Origin in Regional Trade Agreements* Oxford University Press Chapter 4
- Antoni Esteveordal and Kati Suominen (2006) “Mapping and measuring Rules of Origin around the world” In Olivier Cadot, Antoni Esteveordal, Akiko Suwa-Eisenmann, and Thierry Verdier *THE ORIGIN OF GOODS Rules of Origin in Regional Trade Agreements* Oxford University Press Chapter 3
- Antoni Esteveordal, Jeremy Harris, Kati Suominen(2009) “Multilateralising Preferential Rules of Origin around the World” IDB Working Paper Series NO. IDB-WP-I37
- Antoi Esteveordal, Kati Suominen (2013) “Rules of Origin in the World trading System” Paper Prepared for The seminar on Regional Trade Agreements & THE WTO
- Celine Carrere and Jaime de Melo (2006) “Are different Rules of Origin equally costly? Estiamtes from NAFTA” In Olivier Cadot, Antoni Esteveordal, Akiko Suwa-Eisenmann, and Thierry Verdier *THE ORIGIN OF GOODS Rules of Origin in Regional Trade Agreements* Oxford University Press Chapter 7
- Kala Krishna (2006) “Understanding Rules of Origin” In Olivier Cadot, Antoni Esteveordal, Akiko Suwa-Eisenmann, and Thierry Verdier *THE ORIGIN OF GOODS Rules of Origin in Regional Trade Agreements* Oxford University Press Chapter 1
- Kazunobu Yahakawa, Hansung Kim, Nuttawut Laksanapanyakul, and Kohei Shino(2013) “FTA Utilization : Certificate of Origin Data versus Customs Data” IDE Discussion Paper No.428
- Kazunobu Hayakawa and Nuttawaut Laksanapanyakul (2013) “Impacts of Common Rules or Origin on FTA Utilization” IDE Discussion Paper no.429
- Mathias Thoenig and Thierry Verdier (2006) “The impact of Rules of Origin on strategic outsourcing:an IO perspective” In Olivier Cadot, Antoni Esteveordal, Akiko Suwa-Eisenmann, and Thierry Verdier *THE ORIGIN OF GOODS Rules of Origin in Regional Trade Agreements* Oxford University Press Chapter 2
- Olivier Cadot, Antoni Esteveordal, and Akiko Suwa-Eisenmann (2006) “Rules of Origin as export subsidies” In Olivier Cadot, Antoni Esteveordal, Akiko Suwa-Eisenmann, and Thierry Verdier *THE ORIGIN OF GOODS Rules of Origin in*

